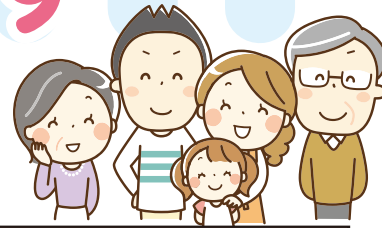


平成30年4月1日から 国民健康保険制度 が変わります

国保年金課 国保係
☎ 0566-71-2230

国民健康保険の運営は、これまでは市町村ごとに行っていましたが、平成30年4月1からは愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に国民健康保険制度を担うことになりました。



愛知県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を愛知県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理(国保の加入・喪失手続き、被保険者証等の発行)
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定 保険料(税)の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給

国民健康保険税について

今後は愛知県が示す標準保険料率等を参考に、毎年税率を決定します。平成30年度については以下のとおりです。

(1) 税率

- 愛知県が示す標準保険料率を採用し、均等割・平等割は10円未満を切り捨てた金額とします。
- 愛知県国民健康保険運営方針を参考に、**資産割を廃止**します。

平成29年度					平成30年度				
区分	医療分	後期分	介護分	合計	区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	4.48%	1.12%	1.70%	7.30%	所得割	5.44%	2.23%	1.88%	9.55%
資産割	14.40%	3.60%	-	18.0%	資産割	廃止			
均等割	24,400円	6,100円	11,500円	42,000円	均等割	21,670円	8,840円	9,810円	40,320円
平等割	21,600円	5,400円	5,500円	32,500円	平等割	15,430円	6,300円	4,730円	26,460円

(2) 納期

平成29年度までは納期は8回でしたが、平成30年度以降、第9期(3月末納期)を新たに設け、**納期を9回**に増やし、1回ごとの納付額の負担軽減を図ります。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

第2期 安城市国民健康保険データヘルス計画 (保健事業実施計画)を策定しました。

計画期間:2018年度(平成30年度)~2023年度

安城市国民健康保険では、被保険者の健康保持増進を目的として、保健事業を効率的・効果的に実施するための計画を策定しました。

基本理念

「健幸」と「安心」を支えあう みんなの「保健」

「健康であり、幸せでありたい」ことは、市民共通の願いです。

健康であるためには、被保険者自らが自分や家族の幸せのために「健康づくり」を実践し、病気を予防することが大切です。

安城市国民健康保険では、健診結果やレセプト(診療報酬明細書)などのデータ分析結果から、下記の健康課題に対応するための事業を実施していきます。



健康課題と対応事業

健康課題	基本方針	事業方針	対応事業
- 死因や疾病別医療費の割合等が多いのは生活習慣病。 - 特定健康診査対象前の30歳代の生活習慣病保有者率に増加傾向がみられる。 - メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合が高く、日常生活で身体を動かす習慣が無い人が多い。	1 健康を保つための 疾病予防	A 健康状態を把握するための 機会の提供	1. 特定健康診査 2. 特定健康診査受診勧奨 3. 早期介入健診事業 4. がん検診
		B 健康づくりに 取り組めるし かけづくり	1. 特定保健指導 2. 特定保健指導未利用者対策 3. 健康意識向上の取組
- 疾病別医療費割合の高い糖尿病は、重症化すると糖尿病性腎症等の合併症を発症する。重症化予防が必要。 - 特定健康診査で発見されるリスクは「血圧・脂質」が多い。 - 高齢者は生活習慣病の保有者率が高く、継続的な治療が必要な人も多い。	2 安心できる 医療サービス の提供	C 重症化予防に 必要な医療受 診等の案内	1. 「糖尿病」及び「糖尿病性腎症」の医療受診勧奨 2. 「高血圧」及び「脂質異常症」リスク保有者への情報提供
		D 医療費等の負担が 少ない受 診方法の啓発	1. ジェネリック医薬品等の啓発 2. 各種啓発事業 3. 医療費通知

国民健康保険被保険者の皆さまへ

健診結果・医療情報を保健事業に活用させていただきます。市保健センターから、保健指導や医療受診などのご案内をする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

高額療養費の該当回数が 都道府県単位で通算されるようになります

1か月に負担した医療費が高額な世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給する「高額療養費制度」では、過去12か月以内に4回以上、高額医療に該当した場合、4回目以降の限度額が下がります（**多数回該当**と言います）。

これまでは、転出・転入などで他市町村の国民健康保険に異動した場合、それまでの高額療養費の該当回数は引き継がれませんでした。平成30年4月以降は都道府県単位で資格を管理しますので、同一都道府県内での引越で、世帯の継続性が保たれている場合には、高額医療に該当したそれまでの回数が引き継がれます。

同一都道府県内の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

■現行

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		○

○…高額療養費該当
●…高額療養費多数回該当月

多数回該当（4回目）

同一都道府県内住所異動

多数回非該当（1回目、2回目）

■改正後

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		●

平成30年度 新制度施行

多数回該当（4回目）

平成30年度新制度施行後から起算し、多数回該当（4回目）



国保の財政運営の仕組みは変わりますが、国保の加入・喪失等の手続き及び国保税の賦課・徴収は、これまでどおりお住まいの市町村が窓口です。わからないことや困ったことがあれば、いつでもご相談ください。

* その他のお知らせ *

●入院時の食事負担金が変わります。

入院時の食事代について、平成30年4月以降、市民税課税世帯の方の負担金（標準負担額）が変わります。（市民税非課税世帯の方については、変更ありません。）

平成30年3月まで	平成30年4月以降
1食 360円	1食 460円

●靴型装具作成時の療養費請求について

靴型装具作成時の療養費請求について、平成30年4月1日以降、必要書類が変更（一部追加）になります。**申請書**、**医師の証明書**、**領収書**に加え、**装具の写真の添付**（本人が実際に装着する現物であることが確認できるもの）も必要となります。詳しくは、下記までお問合せください。

国民健康保険加入者 ▶ 国保年金課国保係（本庁舎1階9番窓口） ☎0566-71-2230
後期高齢者医療制度加入者 ▶ 国保年金課医療係（本庁舎1階8番窓口） ☎0566-71-2232

被保険者証（保険証）等の様式が変わります

これまでは市町村ごとに資格の取得・喪失を行っていましたが、平成30年4月以降は、都道府県単位で国民健康保険の資格を管理します。それに伴い、被保険者証等に都道府県名を記載するため、各種様式が変更となります。

※既に交付済みのものについては、平成30年4月以降の最初の更新までは、そのままお使いいただけます。更新時、新様式に変更します。

●例：被保険者証（保険証）

旧様式

新様式

都道府県名が入ります

資格取得日が適用開始年月日に変更となります

市区町村名は「交付者名」として記載します

変更となる様式

- ・被保険者証（保険証）
- ・被保険者資格証明書
- ・高齢受給者証
- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証



安城市役所 国保年金課 国保係（本庁舎1階9番窓口）

電話：0566-71-2230（直通） 0566-76-1111（代表） F A X：0566-76-1112
受付時間：（平日）午前8時30分から午後5時15分まで